る繰越税額控除限度超過額が当該個人の当該適用年の年分の同項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年　重点研究開発計画について認定を受けた個人の適用期間（その認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（同日までにその認定が取り消された場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）をいう。）内の日の属する年をいう。

二　重点産業技術試験研究費の額　試験研究費の額のうち認定を受けた個人がその認定に係る産業技術力強化法第二十三条第二項に規定する認定重点研究開発計画（第四号において「認定重点研究開発計画」という。）に従つて実施した研究及び開発（同法第二十七条第一項に規定する研究及び開発をいう。同号において同じ。）に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

三　控除対象重点産業技術試験研究費の額　重点産業技術試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ　第十条第八項第九号に規定する国外委託試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額の百分の五十（令和九年以前の年分にあつては百分の七十とし、令和十年分にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

ロ　第十条第八項第九号に規定する国外委託試験研究以外の試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額

四　特別重点産業技術試験研究費の額　重点産業技術試験研究費の額のうち認定を受けた個人がその認定に係る認定重点研究開発計画に従つて実施した産業技術力強化法第二十九条第四項に規定する重点産業技術共同研究開発機関（以下この号において「重点産業技術共同研究開発機関」という。）と共同して行う研究及び開発又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する研究及び開発に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

五　繰越税額控除限度超過額　個人の当該適用年の前年以前三年内の各年（当該適用年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。）における第一項に規定する税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第二項の規定により当該適用年の前年以前二年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　第一項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる控除対象重点産業技術試験研究費の額、重点産業技術試験研究費の額及び特別重点産業技術試験研究費の額、控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる控除対象重点産業技術試験研究費の額は、確定申告書に添付された書類に記載された控除対象重点産業技術試験研究費の額を限度とする。

6　第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた適用年以後の各年分の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第二項の規定の適用を受けようとする適用年の年分の確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定の適用を受けようとする個人が事業所得を生ずべき事業を相続又は包括遺贈により承継した者である場合における適用年の前年分の試験研究費の額の計算その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の二の二第一項及び第二項（重点産業技術試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の四第一項中「属する年を」を「属する年及び第十条の五の六第一項に規定する確認を受けた個人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日の属する年を」に改め、同項第一号中「第七項」を「第八項」に改める。

第十条の五を削る。

第十条の四の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「この項及び第三項」を「この条」に、「同条第三項」を「同法第十七条の二第三項」に、「第三項において「拡充型計画」を「第一号及び第三項において「拡充型計画」に、「、同号」を「、同条第一項第二号」に、「含む。以下この項」を「含む。以下この項及び第三項第一号」に、「でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「の取得等（取得又は建設をいい、取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。）に伴つて行う改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。第一号において同じ。）のための工事による取得又は建設を含む。第三項において同じ。）をして」に、「の百分の十五（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項ただし書中「所得税法第四十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる特定建物等（改修のための工事により取得又は建設をしたものを除く。）　百分の十五（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資するものとして政令で定める要件を満たす場合には百分の二十とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次号及び第三項各号において「移転型計画」という。）である場合には百分の二十五とする。）

イ　取得をした特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないもの

ロ　建設をした特定建物等

二　前号に掲げる特定建物等以外の特定建物等　百分の十（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の十五）

第十条の四の二第三項中「でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「の取得等をして」に、「の百分の四（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第一号に掲げる特定建物等　百分の四（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が同号に規定する政令で定める要件を満たす場合には百分の五とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には百分の七（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の八）とする。）

二　第一項第二号に掲げる特定建物等　百分の二（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）